



| | |
|------|--|
| 事業内容 | 空き家住宅の有効活用を図りつつ、敦賀市への定住を促進することを目的に、新婚・子育て世帯や移住者に対して、 空き家購入及び空き家・同居・近居リフォーム に要する費用の一部を補助します。 |
|------|--|

【空き家の購入】

旧耐震住宅（昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅）の購入において、敦賀市木造住宅耐震診断等促進事業の対象となる場合は、耐震診断と補強計画作成支援（個人負担1万円）を受けていただく必要があります。

| 対象となる住宅 | 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録されている一戸建ての住宅。つるが空き家インフォ 敦賀市空き家・空き地情報バンクホームページ (敦賀市空き家・空き地情報 バンク HP)はこちら  | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---------|---|--------|--------|----------|--------|---|-------|---------|--------|--------------------|---------|---|
| 対象者 | 次の(1)~(4)のすべて該当する方 (1) 次のいずれかに該当する方 (ア) 空き家を購入する新婚世帯 (イ) 空き家を購入する子育て世帯 (ウ) 空き家を購入する移住者 (エ) 新たに多世帯同居または近居するために空き家を購入する者 (オ) 自然災害などにより居住する住宅に被害が生じた者 ※10年以上居住する見込みのある方に限ります。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 新婚世帯・・・ 子育て世帯・・・ 子ども3人以上世帯・・・ 移住者・・・ 多世帯同居・・・ 多世帯近居・・・ </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届を提出し、受理されてから概ね3年を経過しない夫婦からなる世帯、パートナーシップ宣誓書受領証の交付された日から概ね3年を経過しない2人からなる世帯 ・18歳までの子どもと同居している世帯 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯 ・現に県内に住所を有していない方 ・県内に住所を有して2年以内の方 ・県外から県内の大学等に進学した学生が県内の企業に就職した場合で、卒業後2年以内の方 ・直系親族の複数の世帯によって同居する方 ・親世帯と子育て世帯が、同一小学校区内または概ね2km圏内に別に居住する方 </td> </tr> </table> (2) 敦賀市税を滞納していない方 (3) この補助金の交付を一度も受けていない方 (4) 当該年度において、他の住宅関連の補助制度等を利用されていない方 | 新婚世帯・・・ 子育て世帯・・・ 子ども3人以上世帯・・・ 移住者・・・ 多世帯同居・・・ 多世帯近居・・・ | <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届を提出し、受理されてから概ね3年を経過しない夫婦からなる世帯、パートナーシップ宣誓書受領証の交付された日から概ね3年を経過しない2人からなる世帯 ・18歳までの子どもと同居している世帯 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯 ・現に県内に住所を有していない方 ・県内に住所を有して2年以内の方 ・県外から県内の大学等に進学した学生が県内の企業に就職した場合で、卒業後2年以内の方 ・直系親族の複数の世帯によって同居する方 ・親世帯と子育て世帯が、同一小学校区内または概ね2km圏内に別に居住する方 | | | | | | | | | | | | | |
| 新婚世帯・・・ 子育て世帯・・・ 子ども3人以上世帯・・・ 移住者・・・ 多世帯同居・・・ 多世帯近居・・・ | <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届を提出し、受理されてから概ね3年を経過しない夫婦からなる世帯、パートナーシップ宣誓書受領証の交付された日から概ね3年を経過しない2人からなる世帯 ・18歳までの子どもと同居している世帯 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯 ・現に県内に住所を有していない方 ・県内に住所を有して2年以内の方 ・県外から県内の大学等に進学した学生が県内の企業に就職した場合で、卒業後2年以内の方 ・直系親族の複数の世帯によって同居する方 ・親世帯と子育て世帯が、同一小学校区内または概ね2km圏内に別に居住する方 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金額 | 土地代を除く空き家の購入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1（千円未満の端数は切り捨て） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">限度額</th> <th style="width: 30%;">居住誘導区域</th> <th style="width: 35%;">居住誘導区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> ・新婚世帯 ・子育て世帯 ・移住者 ・多世帯同居 ・多世帯近居 </td> <td>最大60万円</td> <td>最大30万円</td> </tr> <tr> <td>子供3人以上世帯</td> <td>最大90万円</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>安心R住宅</td> <td>最大120万円</td> <td>最大60万円</td> </tr> <tr> <td>安心R住宅+ 子供3人以上世帯</td> <td>最大150万円</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>※旧耐震住宅の場合は、耐震診断の診断評点が1.0以上または評価指数が30以下の住宅を除き、上記の補助金額限度額の3分の1となります。（千円未満の端数は切り捨て） ※上記の要件を満たし、多世帯近居をする移住者を対象に上記の金額に30万円加算します。（購入補助とリフォーム補助の加算は併用は不可） ※安心R住宅 耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅 ※居住誘導区域 敦賀市立地適正化の一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域 ※空き家の購入と空き家リフォームの子ども3人以上世帯の加算補助は併用できません。</p> | 限度額 | 居住誘導区域 | 居住誘導区域外 | ・新婚世帯 ・子育て世帯 ・移住者 ・多世帯同居 ・多世帯近居 | 最大60万円 | 最大30万円 | 子供3人以上世帯 | 最大90万円 | / | 安心R住宅 | 最大120万円 | 最大60万円 | 安心R住宅+ 子供3人以上世帯 | 最大150万円 | / |
| 限度額 | 居住誘導区域 | 居住誘導区域外 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・新婚世帯 ・子育て世帯 ・移住者 ・多世帯同居 ・多世帯近居 | 最大60万円 | 最大30万円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 子供3人以上世帯 | 最大90万円 | / | | | | | | | | | | | | | |
| | 安心R住宅 | 最大120万円 | 最大60万円 | | | | | | | | | | | | | |
| | 安心R住宅+ 子供3人以上世帯 | 最大150万円 | / | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金を受け取るまでの流れ | ①住宅を購入する前にあらかじめ「補助金申込書(運用様式第1号)」を提出。 ②審査終了、「補助金選定通知書(運用様式第2号)」を受けた後、住宅購入（契約） ③住民票を移動後に「補助金交付申請書兼完了実績報告書(様式第1号)」に関係書類を添えて提出し、所定の審査を受ける。 ④審査終了、「補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)」を受けた後、「補助金額交付請求書(様式第10号)」を提出（住宅を購入した年度の3月10日迄とする。）し、所定の審査を受ける。 ⑤審査終了、指定の口座に補助金を振込み。（完了） | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問合せ先 | 敦賀市建設部住宅政策課 電話番号：0770-22-8141 | | | | | | | | | | | | | | | |

【空き家リフォーム補助】(1/2)

| <p>対象となる住宅</p> | <p>敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録されている一戸建ての住宅。つるが空き家インフォ 敦賀市空き家・空き地情報バンクホームページ (敦賀市空き家・空き地情報バンク HP)はこちら</p>  | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|---------|--------|---------|-------------------------------------|--------|--------|-----------------------|--------|--|
| <p>対象者</p> | <p>次の(1)~(4)のすべて該当する方 (1) 次のいずれかに該当する方 (ア) 購入または賃借した空き家をリフォームする新婚世帯 (イ) 購入または賃借した空き家をリフォームする子育て世帯 (ウ) 購入または賃借した空き家をリフォームする移住者 (エ) 新たに多世帯近居するために購入した空き家をリフォームする方 (オ) 新たに多世帯同居するためにリフォームする方 (カ) 自然災害などにより居住する住宅に被害が生じた方 (キ) 空き家のリフォームを行い賃貸する所有者 ※(ア)~(カ)については10年以上居住する見込みのある方に限ります。 新婚世帯・・・ ・婚姻届を提出し、受理されてから概ね3年を経過しない夫婦からなる世帯、パートナーシップ宣誓書受領証の交付された日から概ね3年を経過しない2人からなる世帯 子育て世帯・・・ 子ども3人以上世帯・・・ 移住者・・・ ・18歳までの子どもと同居している世帯 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯 ・現に県内に住所を有していない方 ・県内に住所を有して2年以内の方 ・県外から県内の大学等に進学した学生が県内の企業に就職した場合で、卒業後2年以内の方 多世帯同居・・・ 多世帯近居・・・ ・直系親族の複数の世帯によって同居する方 ・親世帯と子育て世帯が、同一小学校区内または概ね2km圏内に別に居住する方</p> <p>(2) 敦賀市税を滞納していない方 (3) この補助金の交付を一度も受けていない方 (4) 当該年度において、他の住宅関連の補助制度等を利用されていない方</p> | | | | | | | | | |
| <p>補助金額</p> | <p>空き家リフォーム 対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の3分の1(千円未満の端数は切り捨て)</p> <table border="1" data-bbox="308 1359 1334 1576"> <thead> <tr> <th>限度額</th> <th>居住誘導区域</th> <th>居住誘導区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・新婚・子育て ・多世帯同居 ・移住者 ・多世帯近居</td> <td>最大60万円</td> <td>最大30万円</td> </tr> <tr> <td>・空き家の所有者 ・子供3人以上世帯</td> <td>最大90万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の要件(所有者リフォームを除く)を満たし、多世帯近居をする移住者を対象に上記の金額に30万円加算します。(購入補助とリフォーム補助の加算は併用は不可) ※居住誘導区域 敦賀市立地適正化の一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域 ※空き家の購入と空き家リフォームの子ども3人以上世帯の加算補助は併用できません。</p> | 限度額 | 居住誘導区域 | 居住誘導区域外 | ・新婚・子育て ・多世帯同居 ・移住者 ・多世帯近居 | 最大60万円 | 最大30万円 | ・空き家の所有者 ・子供3人以上世帯 | 最大90万円 | |
| 限度額 | 居住誘導区域 | 居住誘導区域外 | | | | | | | | |
| ・新婚・子育て ・多世帯同居 ・移住者 ・多世帯近居 | 最大60万円 | 最大30万円 | | | | | | | | |
| ・空き家の所有者 ・子供3人以上世帯 | 最大90万円 | | | | | | | | | |
| <p>対象となる工事</p> | <p>補助の対象となるリフォーム工事は次のいずれかに該当する工事とします。 (補助の対象となる工事費が20万円を超えるものに限る。) ア 住宅の全部または、一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事 イ 住宅の一部を増築する工事または一部をリフォームする工事。ただし、増築、改築部分の床面積が既存住宅の2分の1を超える工事を除く。 対象となる工事 ①間取りの変更に関する工事 既存住宅の間取りの変更および増築を伴う間取りの変更に関する工事 (既存住宅の間取りの変更を伴わない増築を含む。)</p> | | | | | | | | | |

【空き家リフォーム補助】（2/2）

| | |
|----------------------|---|
| <p>対象となる工事</p> | <p>②バリアフリー改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 浴室、便所、洗面所、居室、廊下、階段等への手すりの設置 ・段差の解消 屋外に面する出入口、浴室、屋内（浴室を除く）等における段差の解消 ・廊下幅等の拡張 通路、出入口等の拡張 <p>③設備の改修工事 台所、浴室、便所、洗面所等に関する工事</p> <p>④その他関連工事 同 居人数の増加に伴う浄化槽の入れ替え工事</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※補助対象外となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建物の解体、除却のみを行う工事 ② カーテン、家具、調度品、家庭用電化製品等の購入・設置 ③ 太陽光発電設備、ペレットストーブ、高効率給湯器（エコキュート等）、電化製品の購入、取り付け ④ 有線放送、電話、インターネットの接続配線工事（更新及び修繕含む） ⑤ 維持管理工事（点検、清掃、消耗品の交換及び故障修理） ⑥ 障子・ふすまの張り替え、畳の表替え等、附属建物の修繕の軽微な修繕 </div> |
| <p>補助金を受け取るまでの流れ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 工事着手前に「補助金交付申請書（様式第3号）」に関係書類を添えて提出し、所定の審査を受ける。 ② 審査終了、「補助金交付決定通知書（様式第4号）」を受けた後、工事着手。 ※ 工事期間中、申請内容に変更があった場合は「補助金変更交付申請書（様式第5号）」を提出し、所定の審査を受け、審査終了後、「補助金変更交付決定通知書（様式第6号）」を受ける。 ③ 工事完成後に「完了実績報告書（様式第8号）」に関係書類を添付して提出（補助金交付申請年度の3月10日まで）し、所定の審査を受ける。 ④ 審査終了、「補助金額の確定通知書（様式第9号）」を受けた後、「補助金額交付請求書（様式第10号）」を提出し、所定の審査を受ける。 ⑤ 審査終了、指定の口座に補助金を振込み。（完了） |
| <p>お問合せ先</p> | <p>敦賀市建設部住宅政策課 電話番号：0770-22-8141</p> |

【多世帯同居リフォーム補助】

| <p>対象となる者</p> | <p>居住されている住宅をリフォームし、新たに多世帯同居する方 敦賀市税の滞納をしていない方</p> | | | | | | | | |
|----------------------|--|---------|--|-----|--------|---------|--------------|--------|--|
| <p>対象となる工事</p> | <p>補助の対象となるリフォーム工事は次のいずれかに該当する工事とします。 (補助の対象となる工事費が20万円を超えるものに限りです。)</p> <p>ア 住宅の全部または、一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事 イ 住宅の一部を増築する工事または一部をリフォームする工事。ただし、増築、改築部分の床面積が既存住宅の2分の1を超える工事を除きます。</p> <p>対象となる工事</p> <p>①間取りの変更に関する工事 既存住宅の間取りの変更および増築を伴う間取りの変更に関する工事 (既存住宅の間取りの変更を伴わない増築を含む。)</p> <p>②バリアフリー改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 浴室、便所、洗面所、居室、廊下、階段等への手すりの設置 ・段差の解消 屋外に面する出入口、浴室、屋内(浴室を除く)等における段差の解消 ・廊下幅等の拡張 通路、出入口等の拡張 <p>③設備の改修工事 台所、浴室、便所、洗面所等に関する工事</p> <p>④その他関連工事 同居人数の増加に伴う浄化槽の入れ替え工事</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※補助対象外となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建物の解体、除却のみを行う工事 ② カーテン、家具、調度品、家庭用電化製品等の購入・設置 ③ 太陽光発電設備、ペレットストーブ、高効率給湯器(エコキュート等)、電化製品の購入、取り付け ④ 有線放送、電話、インターネットの接続配線工事(更新及び修繕含む) ⑤ 維持管理工事(点検、清掃、消耗品の交換及び故障修理) ⑥ 障子・ふすまの張り替え、畳の表替え等、附属建物の修繕の軽微な修繕 </div> | | | | | | | | |
| <p>補助金額</p> | <p>多世帯同居リフォーム 対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の3分の1 (千円未満の端数は切り捨て)</p> <table border="1" data-bbox="344 1464 1366 1563"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9e1f2;">限度額</th> <th style="background-color: #d9e1f2;">居住誘導区域</th> <th style="background-color: #d9e1f2;">居住誘導区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て世帯と親世帯の同居</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">最大60万円</td> </tr> </tbody> </table> | | | 限度額 | 居住誘導区域 | 居住誘導区域外 | 子育て世帯と親世帯の同居 | 最大60万円 | |
| 限度額 | 居住誘導区域 | 居住誘導区域外 | | | | | | | |
| 子育て世帯と親世帯の同居 | 最大60万円 | | | | | | | | |
| <p>補助金を受け取るまでの流れ</p> | <ol style="list-style-type: none"> ① 工事着手前に「補助金交付申請書(様式第3号)」に関係書類を添えて提出し、所定の審査を受ける。 ② 審査終了、「補助金交付決定通知書(様式第4号)」を受けた後、工事着手。 ※工事期間中、申請内容に変更があった場合は「補助金変更交付申請書(様式第5号)」を提出し、所定の審査を受け、審査終了後、「補助金変更交付決定通知書(様式第6号)」を受ける。 ③ 工事完成後に「完了実績報告書(様式第8号)」に関係書類を添付して提出(補助金交付申請年度の3月10日まで)し、所定の審査を受ける。 ④ 審査終了、「補助金額の確定通知書(様式第9号)」を受けた後、「補助金額交付請求書(様式第10号)」を提出し、所定の審査を受ける。 ⑤ 審査終了、指定の口座に補助金を振込み。(完了) | | | | | | | | |
| <p>お問合せ先</p> | <p>敦賀市建設部住宅政策課 電話番号：0770-22-8141</p> | | | | | | | | |